



ニュースレター5月号では、取引先からの債権回収（2）をお伝えする予定でした。しかし、本号では特別号ということで、「離婚」についてお伝えします。（取引先からの債権回収は7月号でお伝えします。）



離婚を考えたとき、押さえるべき8つのポイント

1. 相手方が離婚に同意していますか

相手方が離婚に応じない場合にはどうしたらよいのか。離婚原因があれば、相手方が離婚に応じていない場合でも、離婚できます。

2. 未成年の子がいる場合、親権者を夫と妻のどちらにしますか

夫婦間に未成年の子がいる場合には、離婚に際して、夫婦の一方を親権者と定める必要があります。現在父母のどちらが実際に養育しているかがポイントとなります。

3. 養育費はいくらになるでしょうか

算定票を基準にして計算されます。いったん決めても、増額請求、減額請求可能です。

4. 面接交渉の方法を決めます

監護親とならなかった親と未成年の子供との面会の方法を定めます。

5. 財産分与

婚姻後に形成された夫婦の共有財産（たとえば、預貯金や共有不動産です）をどのようにして分けるのか。それはどの位の金額になるのか、財産分与の問題です。

6. 慰謝料

相手方に不貞（いわゆる浮気等）があった場合は代表的なケースです。

7. 年金分割

合意によって、婚姻期間中の厚生年金の払込保険料を最大0.5の割合で分割することができます。

8. 婚姻費用分担請求

夫婦には、婚姻費用の分担義務がありますので、別居中は、夫（妻）に対して生活費の請求ができます。算定票を基に計算されます。

お問合せ **弁護士法人よつば総合法律事務所**

フリーダイヤル 0120-916-746 info@yotsubasougou.com <http://www.yotsubasougou.jp/>

〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋呑番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談

離婚問題特別相談会のお知らせ

当事務所は昨年から女性弁護士が入所しています。そこで、弁護士経験9年の男性弁護士である大澤一郎と女性弁護士の前原彩の2名体制での離婚問題特別相談会を開催します。

今回のプランは当事務所初の試みであり、おそらく2度と行わない取り組みです。あくまで、ニュースレター会員の皆様だけにお伝えする特別な相談会となっています。



☆こんな離婚についてのご相談はありませんか？

離婚を考えている / 浮気をされてしまった /
 養育費どうなるの？ / 子供とずっと一緒にいたい / 慰謝料を請求したい etc…

～ 離婚問題特別相談会開催概要 ～

ご相談申込期限 : 7月8日まで

ご相談会定員 : 10名様まで

ご相談申込資格 : 当事務所ニュースレター会員の皆様

当事務所ニュースレター会員の皆様からのご紹介の皆様

弁護士への具体的な手続きの依頼について:3名様まで(最後まで責任をもって事件を解決するため, 数が少なくなっていることをご了承下さい。)

ご相談時間 : 1時間まで(秘密厳守)。ご連絡いただいた上で日程調整をさせていただきます。

ご相談費用 : 無料(7月8日までの申込の場合)

大澤からのメッセージ

今回は、ニュースレター会員の皆様だけにお伝えする特別企画です。私大澤一郎と女性弁護士の前原彩が2名体制で解決に向けてお答えします。弁護士2名同席で離婚相談を行うということは珍しい試みなんです。経験・性別の異なる2名の弁護士が最後まで責任を持って皆様の人生のやり直しを応援します。今後の生活の方向性が見えることで、気分がすっきりするはず！

人生をやり直しましょう！

弁護士法人よつば総合法律事務所代表社員弁護士 大澤一郎

当事務所ニュースレターは約400部送付していますので、経験上今回のご相談受付はすぐ終了してしまう可能性が高いです。当事務所では、最後まで責任を持って行うため、離婚のご相談、離婚調停、離婚訴訟は常時新しいご相談の受付をしているわけではございません。そのため、相談したい！という方は今回の機会を利用して今すぐお電話をお願いします。(TEL 04-7168-2300) 人生をやり直したい皆様からのご相談をお待ちしております。

お問合せ **弁護士法人よつば総合法律事務所**

フリーダイヤル 0120-916-746 info@yotsubasougou.com <http://www.yotsubasougou.jp/>

〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋宅番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談